

県南広域振興局長告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成31年3月29日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1 (1) 路線名 283号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 花巻市東和町土沢6区160番1地先から122番地先まで
 - イ 花巻市東和町安俣2区72番1地先から20番1地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成31年3月29日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成31年3月29日から同年5月7日まで
- 2 (1) 路線名 456号
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 花巻市石鳥谷町新堀第56地割194番2地先から関口第15地割31番2地先まで
 - イ 花巻市胡四王一丁目10番1地先から矢沢第4地割35番地8地先まで
 - ウ 花巻市矢沢第3地割78番地先から高松第11地割163番1地先まで
 - エ 花巻市東和町土沢6区150番1地先から350番2地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成31年3月29日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - イ 期間 平成31年3月29日から同年5月7日まで